

鳥取県告示第 462 号

平成 18 年鳥取県告示第 241 号（鳥取県立童謡館の利用料金について）により告示した利用料金に追加することについて、鳥取県立童謡館の設置及び管理に関する条例（平成 7 年鳥取県条例第 2 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき平成 20 年 6 月 11 日承認したので、当該告示を次のように改正し、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 20 年 6 月 20 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を同表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後			改正前		
1 利用料金 (1)及び(2) 略 (3) 設備使用料			1 利用料金 (1)及び(2) 略 (3) 設備使用料		
区 分		金 額	区 分		金 額
設 備 名	設置数量		設 備 名	設置数量	
略			略		
CD/MDプレーヤー	1	1台1時間につき 250円	CD・MDデッキ	1	1台1時間につき 250円
略			略		
2 略			2 略		

附 則

この告示は、平成 20 年 6 月 20 日から施行する。